

社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団常勤役員の報酬に関する要綱

〔平成29年6月29日〕
〔要綱第5号〕

改正 平成30年2月28日要綱第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団評議員及び役員の報酬等に関する規程（平成29年度規程第1号。以下「規程」という。）第2条第3号に規定する常勤役員の報酬の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 規程第4条に規定する報酬の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理事長 月額 346,200円
- (2) 常務理事 月額 275,175円

(賞与の額)

第3条 規程第7条に規定する賞与の額は、賞与基礎額に6月に支給する場合には100分の107.5、12月に支給する場合には100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

2 前項の賞与基礎額は、それぞれの基準日現在（規程第7条第1項後段に規定する者にあつては、退任、解任、失職又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき報酬の月額に、この額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

(端数の処理)

第4条 常勤役員に支給する報酬の金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年7月13日から施行する。

附 則（平成30年2月28日要綱第7号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団常勤役員の報酬に関する要綱の一部を改正する要綱（以下「改正後の役員報酬要綱」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（賞与の内払）

3 改正後の役員報酬要綱の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団常勤役員の報酬に関する要綱の規定に基づいて支給された賞与は改正後の役員報酬要綱の規定による賞与の内払とみなす。